

栃木県労働委員会審問等傍聴要綱

(傍聴席の区分及び定員)

- 第1条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。
- 2 一般席の定員は、16人とする。
 - 3 報道関係者席は、その都度必要な数を設置する。

(傍聴整理券の交付)

- 第2条 審問及び委員調査（以下「審問等」という。）を傍聴しようとする報道関係者以外の者は、傍聴整理券（別記様式第1号）の交付を受けなければならない。
- 2 審問等を傍聴しようとする報道関係者は記者整理券（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

(傍聴整理券等)

- 第3条 傍聴整理券及び記者整理券（以下「傍聴整理券等」という。）は、審問等の当日受付で区分ごとに先着順により交付する。ただし、審査委員が必要と認める場合はこれによらないことができる。
- 2 傍聴整理券等の交付を受けた者は、傍聴整理券等に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

- 第4条 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴整理券等を提示しなければならない。

(傍聴整理券等の提示)

- 第5条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴整理券等を提示しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者(第8条の規定により、撮影又は録音することにつき審査委員の許可を得た者を除く。)
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) その他審問等を妨害することを疑うに足りる顕著な事実があると認められる者
- 2 審査委員は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 審査委員は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を拒絶することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審問等における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器類で通信をしないこと。
- (5) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 審問等の品位を損なう行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他審問等の秩序を乱し、又は審問等の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に審査委員の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、審査委員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から適用する。

別記様式第1号

第 回審問	
傍聴整理券	
年 月 日 ()	
栃木県労働委員会	

別記様式第2号

第 回審問	
記者整理券	
年 月 日 ()	
栃木県労働委員会	